

青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 制定理由

現行条例では、周囲へ悪影響を及ぼす「特定空家等」に該当し、危険な状態にあると認めるときは、これを回避するために当面必要な措置である「緊急安全措置」を講ずることができることとしているが、近年、特定空家等以外の適切に管理されていない空家等についても、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事態が生じている状況にあることから、特定空家等以外の空家等についても、緊急安全措置を講ずることができるようにするほか、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年6月14日公布され、同年12月13日施行されたことに伴う所要の改正を行うため制定するものである。

2 改正内容

(1) 第五条 緊急安全措置に係る空家等の対象範囲の拡大

市独自に規定している「緊急安全措置」について、これまでの特定空家等のみならず、特定空家等以外の空家等についても、緊急安全措置を講ずることができるように定め、危険回避に必要な最小限の措置を行うこととし、要した費用について、当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができることとするもの。

(2) 第四条 市民等による情報提供に係る対象範囲の拡大【法改正関係】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、特定空家等になる前の段階から空家等の適切な管理に係る働きかけを行うことができるよう、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等が「管理不全空家等」として位置付けられ、当該管理不全空家等の所有者等に対して、指導及び勧告することができるようになったことに伴い、市独自に規定している「市民等による情報提供」に係る対象について、これまでの特定空家等に加え、管理不全空家等を規定するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。